



令和2年9月14日

【照会先】

職業安定部 職業対策課

課 長 : 青池 聡 課長補佐 : 山田 祐二

地方雇用開発担当官 梶田 文吾 (電話番号)0776-26-8613(内線 5229)

報道関係者各位

雇用調整助成金等の申請期限を延長しました

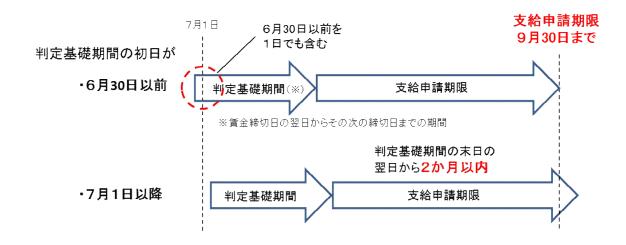
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金 等の申請期限を下記のとおり延長していますので、お知らせします。

特例措置(申請期限)の内容について

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請について、通常は、判定基礎期間の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行う必要がありますが、令和2年1月24日(※)から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等については、令和2年9月30日まで(郵送の場合は必着)申請ができるようになりました。

なお、7月1日以降については、判定基礎期間の末日の翌日から2か月以内となりますので、ご留意ください。

(※) 緊急雇用安定助成金については、令和2年4月1日



【別添資料】

〇リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇 用調整助成金等の申請期限を延長しました」